

金融検査に関する基本指針

〈目次〉

| | 頁 |
|--|----|
| I 検査等の実施に当たっての基本的考え方 | 1 |
| II 検査等の実施手続等 | 6 |
| 1 適用範囲 | 6 |
| 2 検査基本方針及び検査基本計画 (1) 総合検査 (2) 部分検査 | 7 |
| 3 実施手続 | 7 |
| 3-1 立入検査開始前 (1) 予告 (2) 予告から立入検査開始までの期間 (3) 事前に資料等を求める際の留意事項 (4) 被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等 | 7 |
| 3-2 立入検査中 (1) 検査命令書等の提示 (2) 内部監査との関係 (3) 会計監査人との意見交換 (4) 資料等を求める際の留意事項 (5) 検証 (6) 実地調査 (7) 立入検査終了手続（エグジット・ミーティング） (8) 立入検査の中断 (9) その他の留意事項 (10) 検査モニター | 9 |
| 3-3 立入検査終了後 (1) 意見申出制度 (2) 検査結果通知書の交付等 (3) 検査結果通知についての監督部局との連携 | 15 |
| 4 情報管理 (1) 個別検査等内容の不開示理由 (2) 検査等情報管理上の留意点 (3) 主任文書管理者等による実態把握等 (4) 検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱い | 16 |
| 5 その他 (1) 証券取引等監視委員会との連携 (2) 日本銀行との連携 (3) 政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査等への適用 | 18 |
| 6 施行日等 | 18 |